

誓 約 書

私は、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第4条第1号から第7号及び第9号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は第24条に規定する罪若しくは刑法（明治40年法律第45号）第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- 4 第20条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 第20条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第5号の規定による届出書の提出をした者（その特定金属類取扱業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該提出の日から起算して5年を経過しないもの
- 6 心身の故障により特定金属類取扱業者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの
- 7 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

千葉県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名
